

公益財団法人 日本テニス協会

助成金交付規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という）は、定款第7条8項及びその他条項に基づく助成金の交付につき必要な事項を定めるためこの規則を制定する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる団体は、加盟団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金は、本協会が特定し、年度内に完了する公益性の高い事業に対しこれを交付する。

(助成金の募集)

第4条 助成金の募集は、年度毎に常務理事会により決定され、以下の事項を記載した助成金募集要項の送付によって行われる。

- (1) 助成応募資格団体名
- (2) 助成対象事業名
- (3) 助成金額
- (4) 助成応募期間
- (5) 助成交付対象者の義務

(交付の申請)

第5条 助成金を受けようとするときは、所定の助成金交付申込書に必要事項を記入の上、指定された期日までに本協会会長宛に提出しなければならない。

(通知)

第6条 会長は、前条の申込書の提出があったときは、助成金募集要項に記載されている要件を満たしていることを確認した上、助成金交付の決定を当該申請団体に通知するものとする。

(収支報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、原則として個々の助成金対象事業の終了後1カ月以内に、また遅くとも対象事業実施年度内に収支報告を会長に提出しなければならない。
2 収支報告は、本協会が別途定める様式に基づいて行われなければならない。

(支払の時期)

第8条 助成金の交付は、交付決定の通知後2カ月以内に行うこととする。

(助成対象事業の変更または中止)

第9条 助成金の交付を申請した団体が、対象事業及び収支予算書に重要な変更を加えようとする場合は、会長の承認を受けなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた団体が、助成対象事業の活動を中止し、または廃止する場合は、会長の承認を受けなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた団体が、助成対象事業を予定期間内に完了しない場合又は助成

対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成金の交付を受けたものが次の各号の1に該当すると認めた場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) この規程または会長の指示に違反したとき
- (2) 助成金の交付条件に違反したとき
- (3) 事業の実施方法が著しく不適當な場合
- (4) 経費の支出が予算額に対して著しく減少した場合

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は常務理事会により別に定める。
- 2 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

制定日 平成28年3月17日